

1. WAMの概要について

福祉医療機構の概要

1 設立

- 平成15年10月1日
- 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

2 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣

社会・援護局福祉基盤課

医政局医療経営支援課

社会・援護局障害保健福祉部企画課

年金局資金運用課

労働基準局労災保険業務課

子ども家庭局母子保健課

健康局難病対策課

3 資本金

4,203億円（全額政府出資金）

（令和2年4月1日現在）

上記の資本金のうち、3,954億円については、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金資金住宅融資等の貸付金債権を全額政府出資金として受け入れたものである。

4 役職員数

287人

理事長、理事3人、監事2人

職員281人

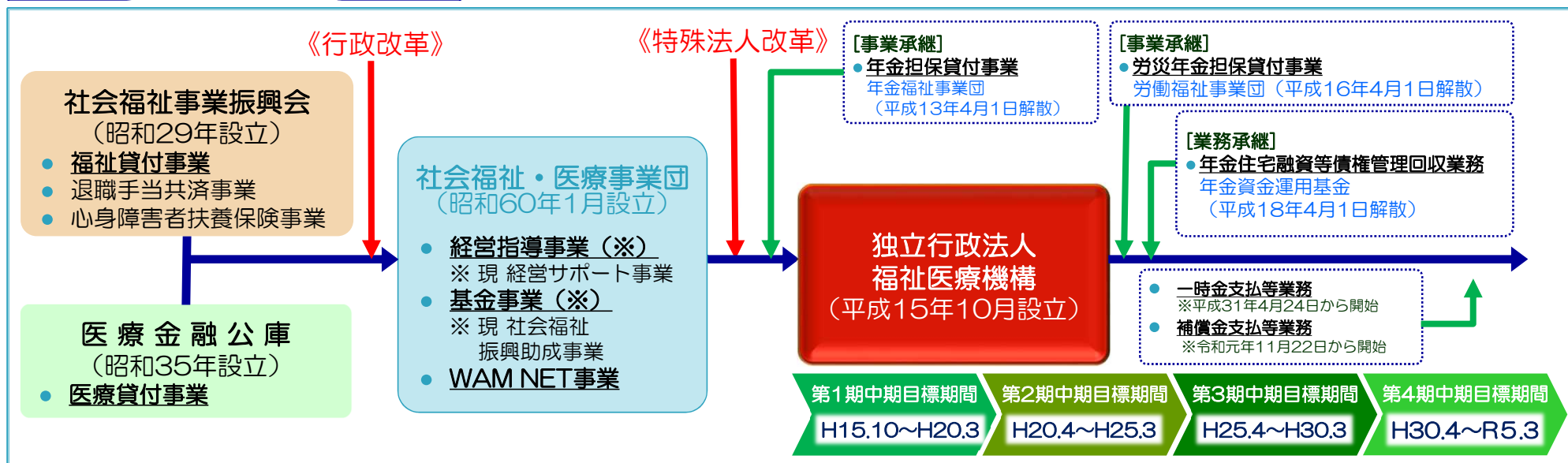
（令和2年4月1日現在）

経営理念（民間活動応援宣言）

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。



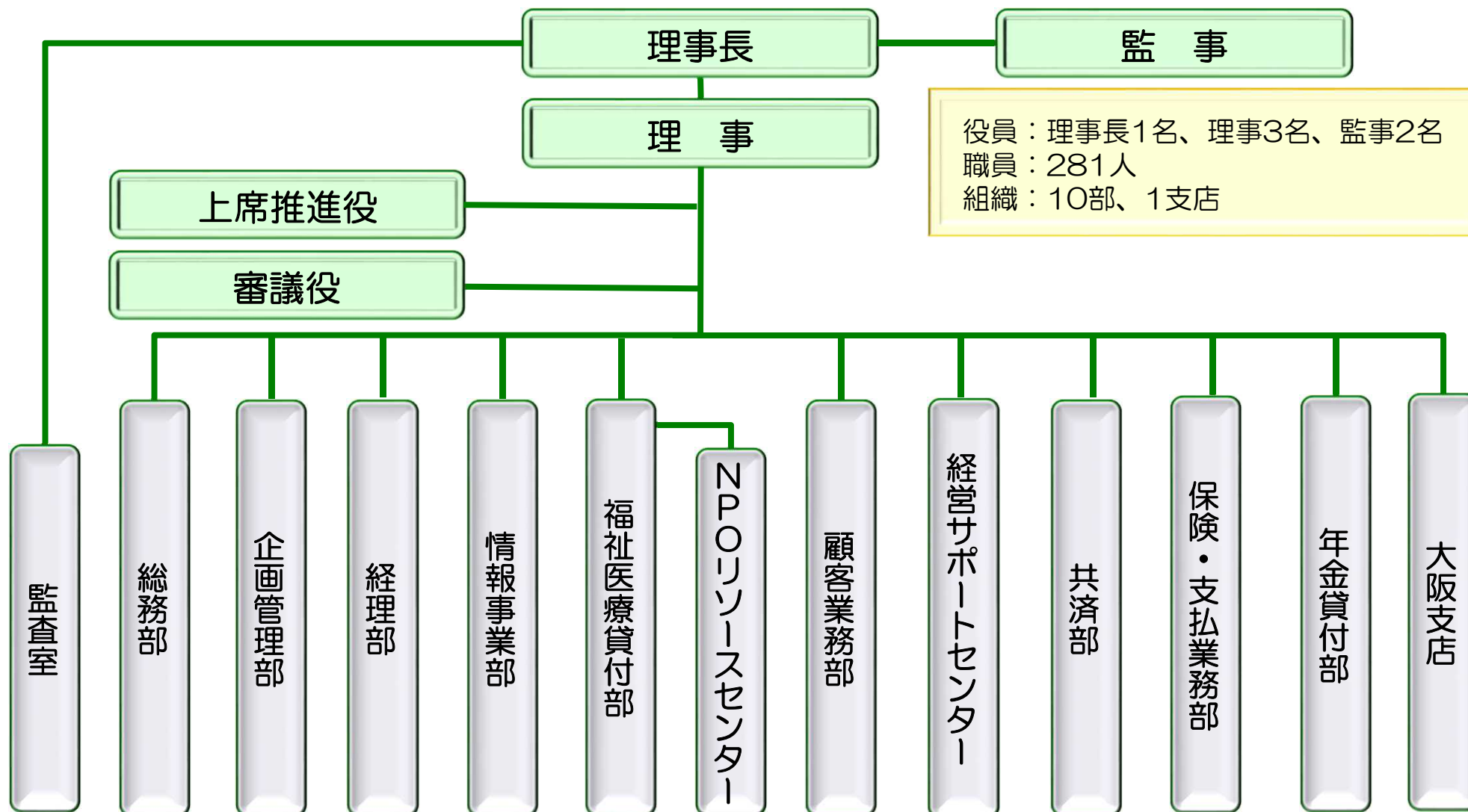
当機構の沿革



当機構の設立目的

- 当機構の目的は、機構法第三条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、当機構は上記のほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的としております。
- このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくり等、国の施策と連携し多岐にわたる事業を展開しております。

[令和2年4月1日現在]



政府による政策と事業内容



厚生労働省

福祉・介護サービスの基盤整備

子育て・保育サービスの基盤整備

良質かつ効率的な医療サービスの提供

【政策目的】

障害者等の自立支援

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

年金受給者の生活支援



独立行政法人福祉医療機構

一般勘定

福祉医療貸付事業

社会福祉施設、医療施設等に対して建築資金や運営のための資金を融資

経営サポート事業

融資を通じて蓄積したデータを活用し、福祉医療施設の安定経営を支援

福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供

社会福祉振興助成事業

助成事業を通じて、NPO等が実施する地域を支える福祉活動を支援

福祉医療機構債券発行勘定

共済勘定

退職手当 共済事業

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を実施

保険勘定

心身障害者 扶養保険事業

地方公共団体（都道府県・指定都市）が実施している心身障害者扶養共済制度により、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険

年金担保 貸付勘定

年金担保 貸付事業

厚生年金保険又は国民年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資

福祉医療機構
債券発行勘定

労災年金 担保貸付勘定

労災年金担保 貸付事業

労働者災害補償保険制度に基づく年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資

承継債権管理 回収勘定

承継年金住宅 融資等債権管 理回収業務

年金資金運用基金が行っていた、年金住宅等融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

一時金支払等 勘定

一時金支払等 業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づく一時金の支払いに関する国からの委託事務を実施

補償金支払等 勘定

補償金支払等 業務

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の支払いに関する国からの委託事務を実施



(参考) 独立行政法人の見直しについて (経緯)



2. 業務内容について

一般勘定（福祉貸付事業）

○ 民間社会福祉事業施設などの整備、充実を図ります

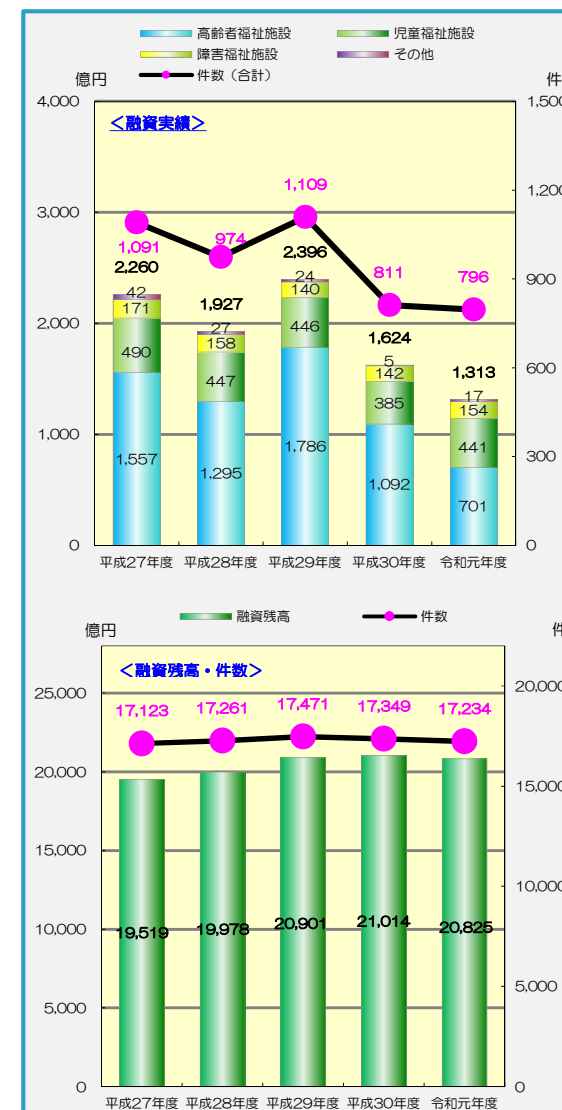
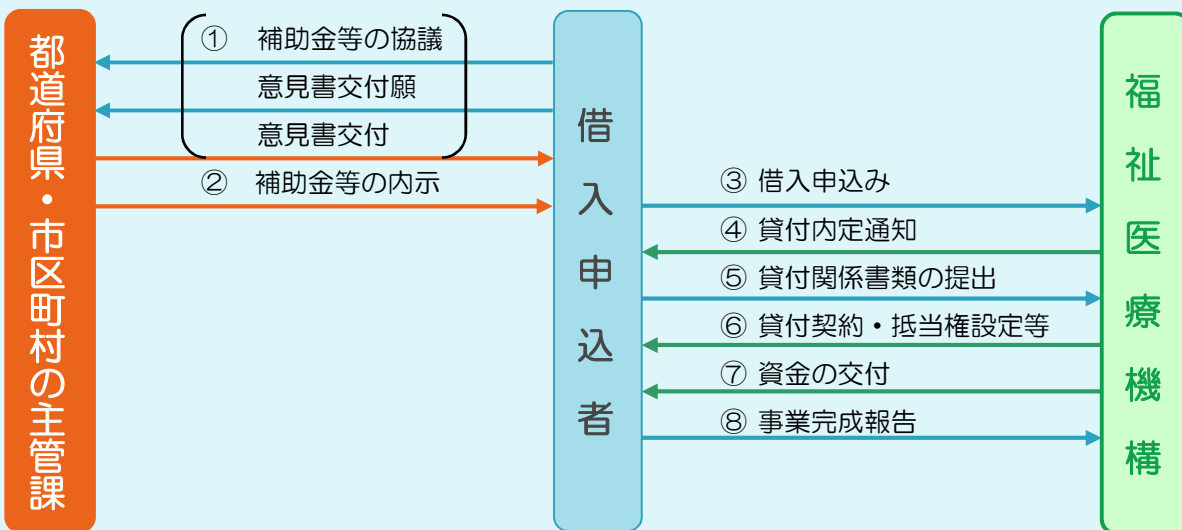
社会福祉法人による特別養護老人ホームなどの社会福祉事業施設の整備及び民間事業者による在宅サービス事業等に対して、建築資金等を融資しています。

社会福祉事業施設は、国や地方公共団体による整備費の補助が行われますが、設置者である社会福祉法人等には一定の自己負担が必要になります。

当機構は、この社会福祉法人等が負担しなければならない費用に対して融資を行っています。

こうした融資を通じて、国の社会福祉施設整備等の推進に大きな役割を担っています。

■ 福祉貸付事業のスキーム ■



一般勘定（医療貸付事業）

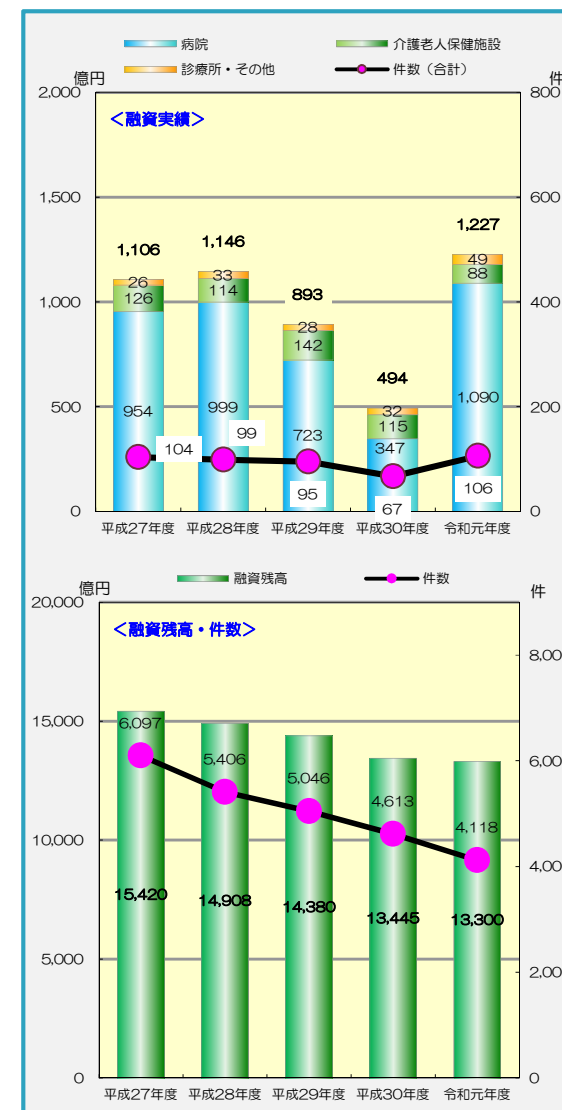
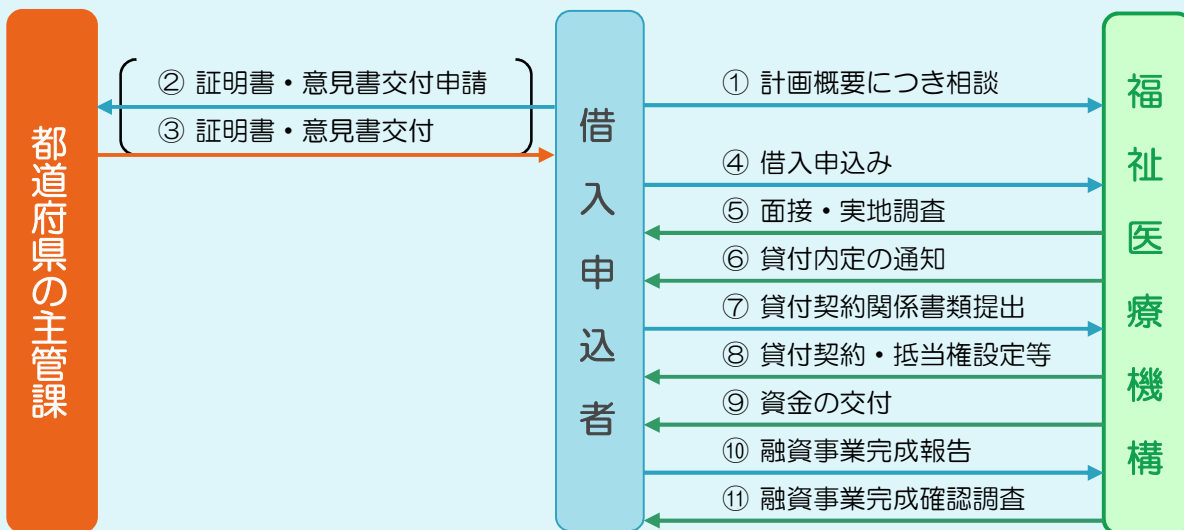
○ 良質な医療・介護サービスの提供を支援します

病院、診療所などの医療関係施設、介護老人保健施設、介護医療院の設置・整備に必要な建築資金・機械購入資金、経営安定化に必要な運転資金を融資しています。

医療の高度化、疾病構造の変化、少子高齢化の進行等を背景に、医療・介護の分野は、サービス提供体制の改革が図られています。

医療貸付事業では、こうした施策を推進するため国・都道府県等と連携を図りながら、医療・介護の基盤整備に即応した融資を行っています。

■ 医療貸付事業のスキーム ■



一般勘定（経営サポート事業）

○ 施設の健全経営を支援するため

リサーチ・セミナー・コンサルティングを行います

社会福祉事業施設・医療施設の経営の安定及び向上に資するため、リサーチレポート公表やセミナー開催、社会福祉法人や医療法人へのコンサルティングを実施しています。

リサーチレポート

経営者等にとって、有益となる経営状況や業界動向等の情報をSC Research Reportで公表

■レポート事例■

- ・診療報酬・介護報酬改定等の影響に関する調査について
- ・福祉医療施設の建設費等に関する動向
- ・「介護人材」に関するアンケート調査について
- ・病院の経営状況について など

経営セミナー

経営者等を対象に行政担当者、学識経験者等を講師としてセミナーを実施

■セミナーのポイント■

政策動向を踏まえた施設整備のご参考に

テーマに沿った優良な実践事例を紹介

リサーチ・コンサル事例に基づいた講義

機構融資に関する質問・相談の受け付け

コンサルティング等

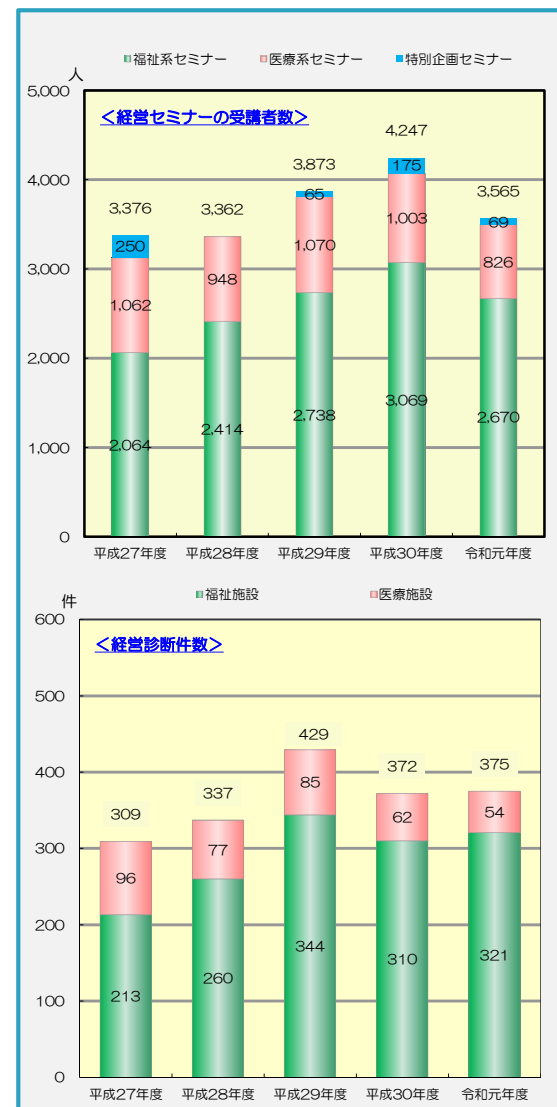
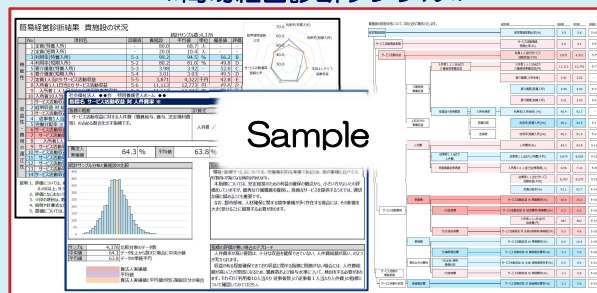
融資業務を通じて蓄積した豊富なデータに基づき、各種のコンサルティング等を実施

■レポート事例■

経営分析プログラム	複数年の決算書等による経営診断を中心とした総合的な経営分析
人事給与分析プログラム	機構保有データを活用した給与規程分析等により給与改定等の方針案を提示
ガバナンス診断プログラム	法人の経営管理状況に係る調査・診断
個別支援プログラム	相手方のニーズに対応した個別コンサルティング

簡易経営診断 1か年の決算書等を基に速やかに診断

《簡易経営診断サンプル》



一般勘定（福祉保健医療情報サービス事業）



○ 福祉・保健・医療に関する情報を総合的に提供します

福祉・保健・医療の総合情報サイトWAM NET^(※)は、福祉及び保健医療に係る制度・施策、取組み状況などについて、福祉医療関係者や一般の方に向けて幅広く総合的に提供することで福祉と医療を支援しています。

○ WAM NETの主な掲載情報

- 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
全国の社会福祉法人の現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画を公表

- 子ども・子育て支援情報公表システム
全国の認定こども園や保育所（認可外含む）、幼稚園などの情報を公表

- 行政情報
国で開催される会議の情報や資料を案内

- 制度解説コーナー
各種の制度やサービス概要の解説をはじめ、サービス利用の手続きの流れを掲載

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）関連情報
介護サービス関係Q&Aの他、ケアマネジャー向けの情報を集約して提供

- 事例紹介、各地のニュース
全国各地の優良事例や地域に根ざした福祉・保健・医療に関するニュースを紹介

- イベント・セミナー情報
全国の福祉・保健・医療に関するイベントやセミナーの開催情報を地域ごとに掲載

- 障害福祉サービス等情報公表システム
全国の障害福祉サービス事業所の情報を公表

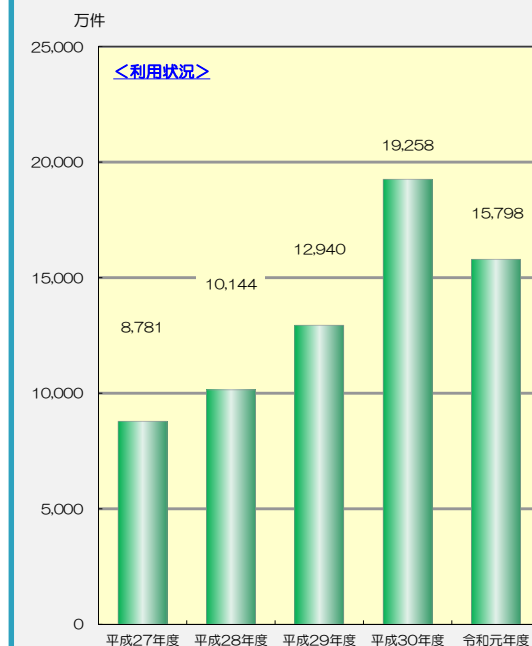
- 特設情報
介護離職防止、地域共生社会実現関連等の時宜を得た特設情報を掲載

- 評価情報
社会福祉施設、介護保険地域密着型施設の評価情報を掲載



▲ WAM NET トップページ

◆ WAM NET利用状況◆ (年間ヒット件数)



※ ワムネット：Welfare And Medical Service NETwork System

一般勘定（社会福祉振興助成事業）

- 高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援を行います

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、NPOやボランティア団体等を育成し、その活動を後押しすることにより、支え合いと活気のある地域コミュニティの再生をサポートします。

助成対象事業の種類

国の政策である「ニッポン一億総活躍プラン」に密着・対応したテーマ設定

地域連携活動支援事業

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業

全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業

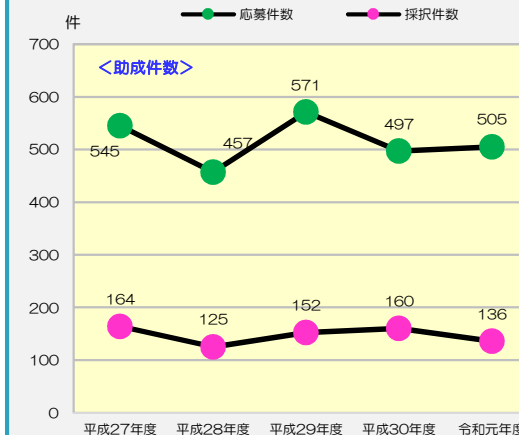
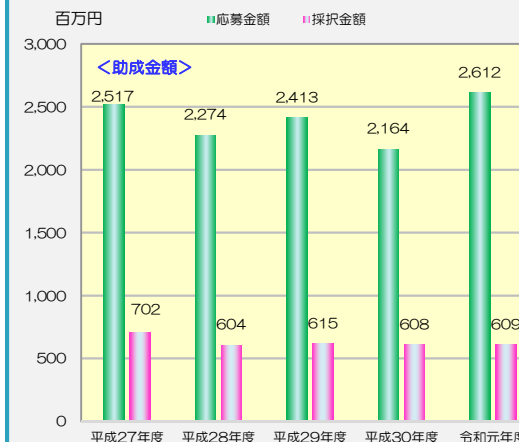
助成事業のスキーム

事業の仕組み

～民間福祉団体の活動に対して助成金で支援します～



R1は136事業、約6億円を採択
✓応募総数は505事業（26億円）とニーズが高い



■ 共済勘定（退職手当共済事業）

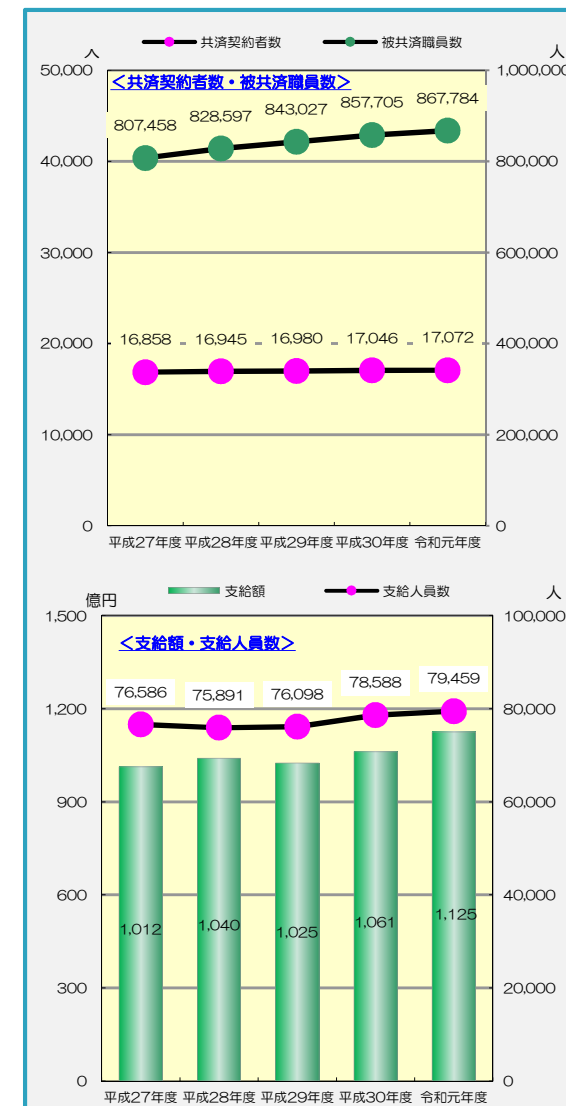
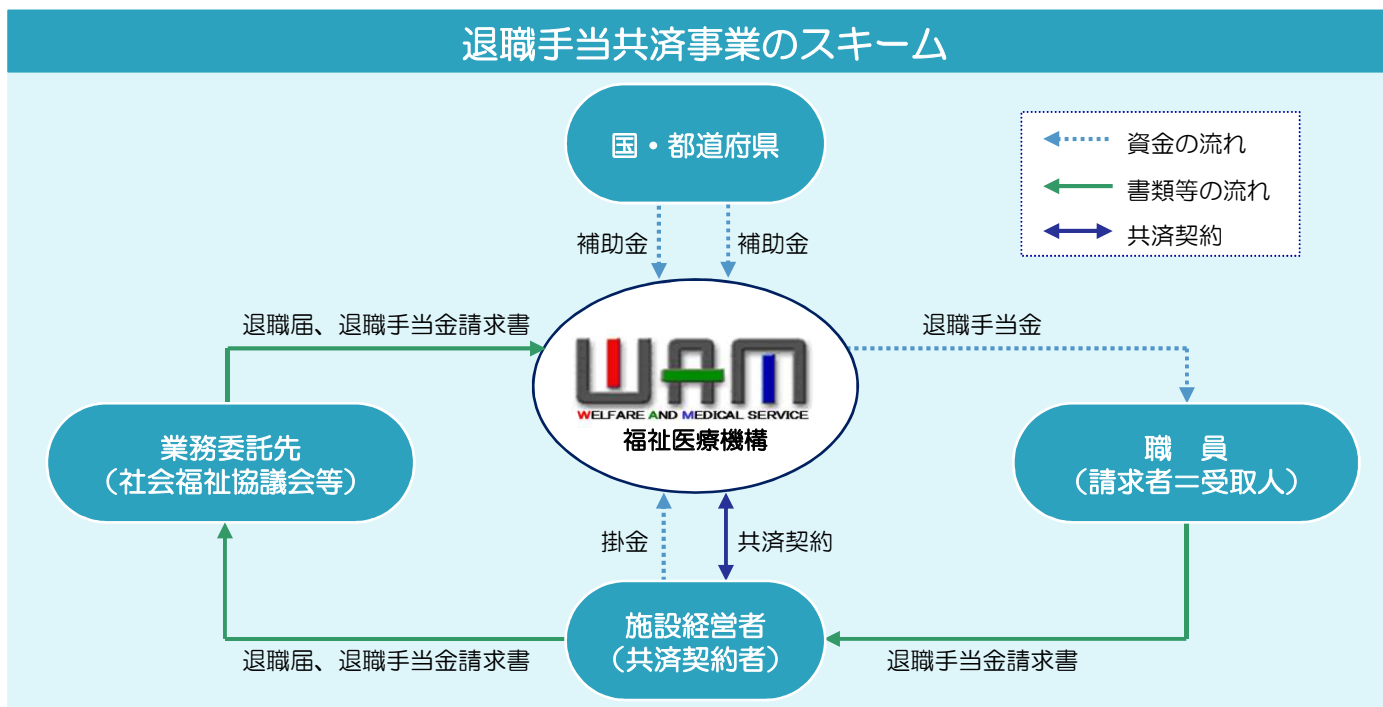


○ 社会福祉事業等に従事する職員の確保と定着化を図ります

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する「社会福祉施設等」、「特定介護保険施設等」及び「申出施設等」に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行う事業です。

退職手当金の額の計算は、概ね国家公務員に準じています。退職手当金の支給財源は、「共済契約者（経営者）」、「国」及び「都道府県」の3者負担となっており、職員の負担はありません。国及び都道府県は、「社会福祉施設等」に係る給付費の3分の1を補助しています。

退職手当共済事業のスキーム



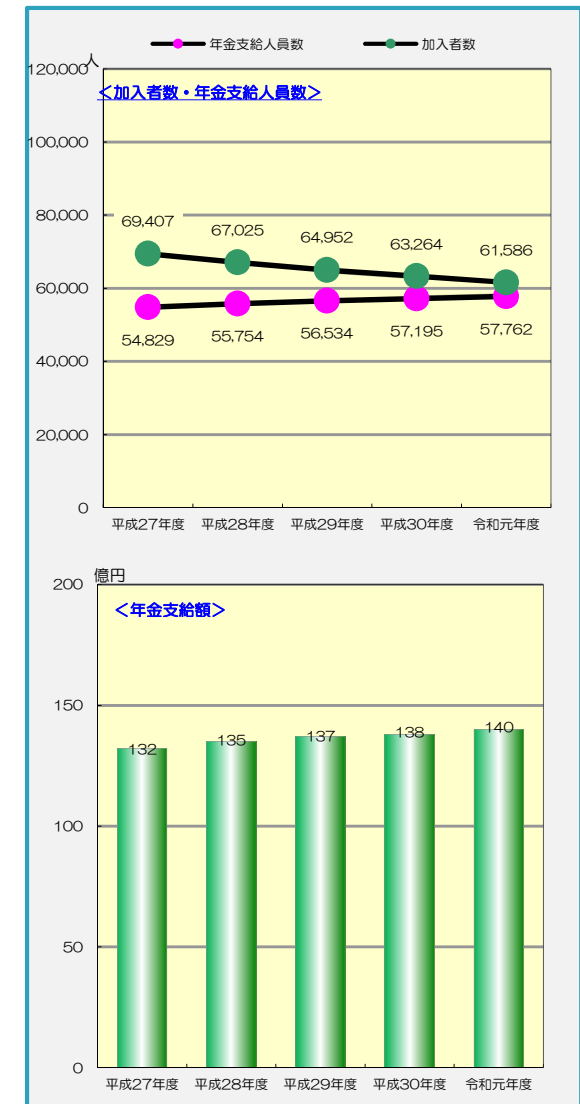
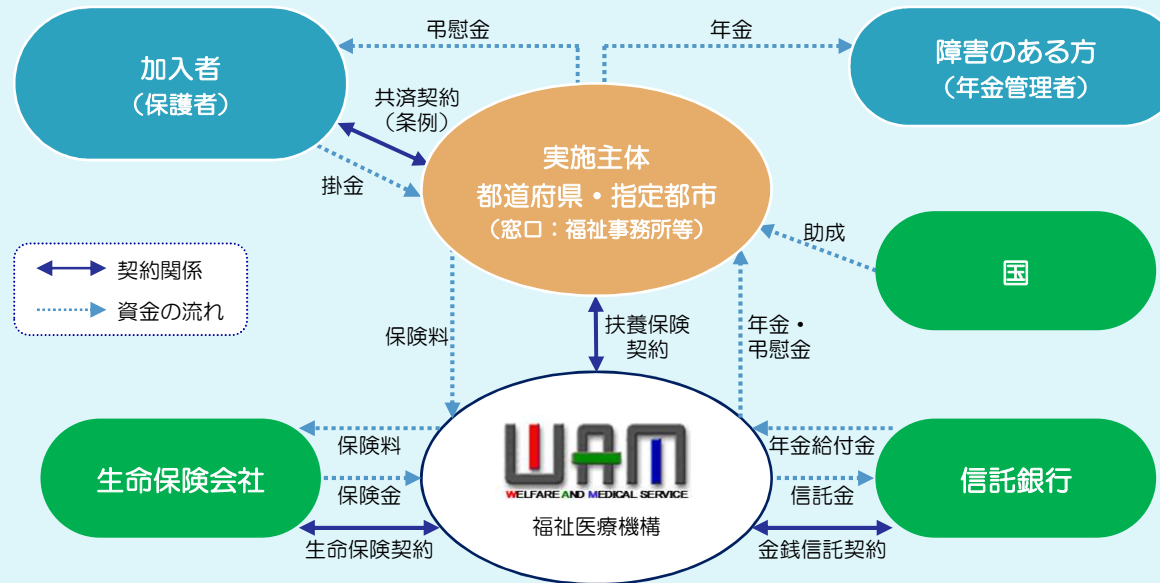
■ 保険勘定（心身障害者扶養保険事業）

○ 障害のある方に、将来の安心と保障をもたらします

都道府県・指定都市が実施している心身障害者扶養共済制度によって、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険する事業です。心身障害者扶養共済制度とは、障害のある方の保護者が掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときに障害のある方に終身一定の年金を支給するものです。

この制度は、障害のある方の将来に対する保護者の不安を軽減し、障害のある方が安定した生活を送り、福祉の増進が図られることを目的としたもので、保護者の方々の自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれたものです。

心身障害者扶養保険事業のスキーム





年金担保貸付勘定（年金担保貸付事業） 労災年金担保貸付勘定（労災年金担保貸付事業）



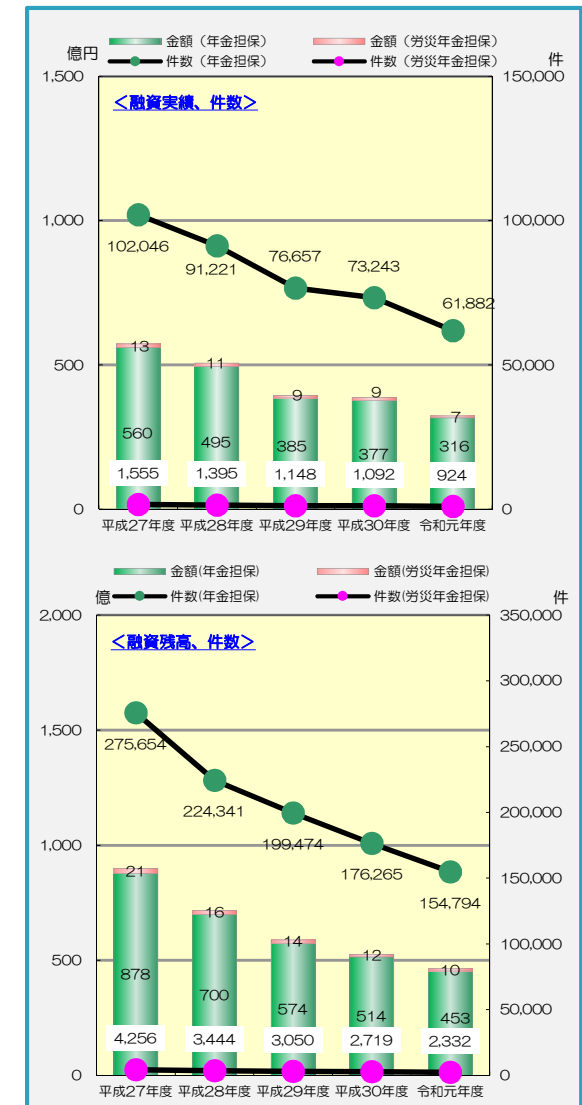
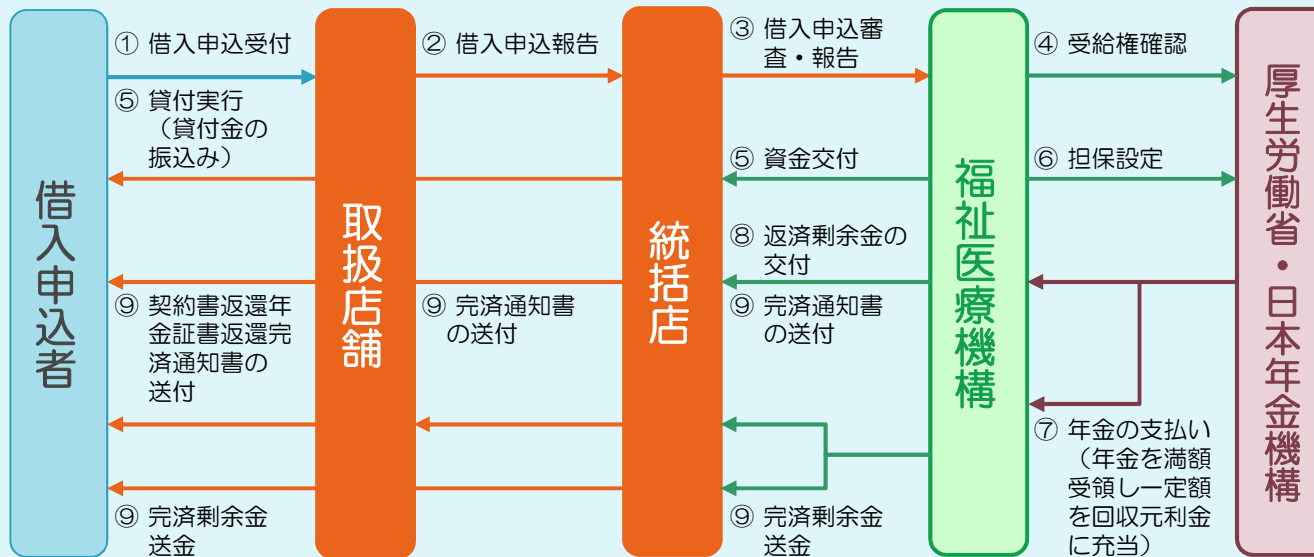
○ 年金受給者の生活を支援します

厚生年金保険、国民年金（老齢福祉年金を除く。）または労働者災害補償保険の年金の支払を受けている方に、保健医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭などに必要な資金を融資しています。

なお、平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、貸付限度額の引下げ、返済額の上限引下げなどにより、年金担保貸付を利用される方にとって必要な資金をご融資し、無理のない返済となるようにするため、平成23年12月及び平成26年12月に年金担保貸付制度の取扱いを変更しています。

また、令和2年5月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」において、当該事業については令和4年3月末で申込受付を終了することとされました。詳細につきましては、当機構HP「年金担保貸付をご利用のみなさまへ重要なお知らせ」をご参照ください。

年金担保貸付事業のスキーム



承継債権管理回収勘定（承継年金住宅融資等債権管理回収業務）

○年金住宅融資等債権の管理・回収を行います

平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が承継したものであり、当該業務により回収された回収金は、年金特別会計への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、適正な業務実施に努めてまいります。

なお、年金資金運用基金の解散に伴い平成17年1月末をもって新規融資の受付を停止しています。

●承継年金住宅融資等債権管理回収業務のスキーム

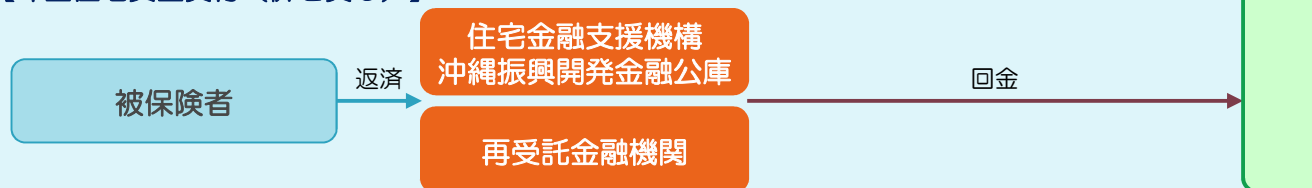
【福祉施設設置整備資金貸付】



【年金住宅資金貸付（転貸融資）】



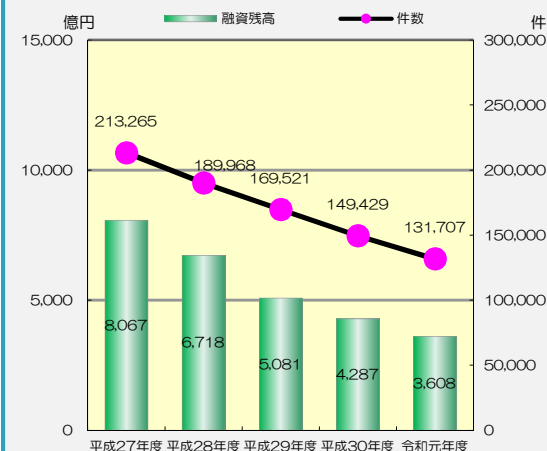
【年金住宅資金貸付（併せ貸し）】



＜当機構が承継した債権管理回収業務＞

1. 年金住宅資金貸付に係る債権の管理回収業務
2. 福祉施設設置整備資金貸付に係る債権の管理回収業務（療養施設・厚生施設・分譲住宅等）
3. 年金担保貸付に係る債権の管理回収業務（平成13年3月までに旧年金福祉事業団で貸付を実行したものに限り）

＜年金住宅融資等債権残高・件数＞



＜令和元年度分の年金特別会計への納付金＞

- 元本償還分 **678**億円
- 利息分等 **135**億円

合 計 **813**億円



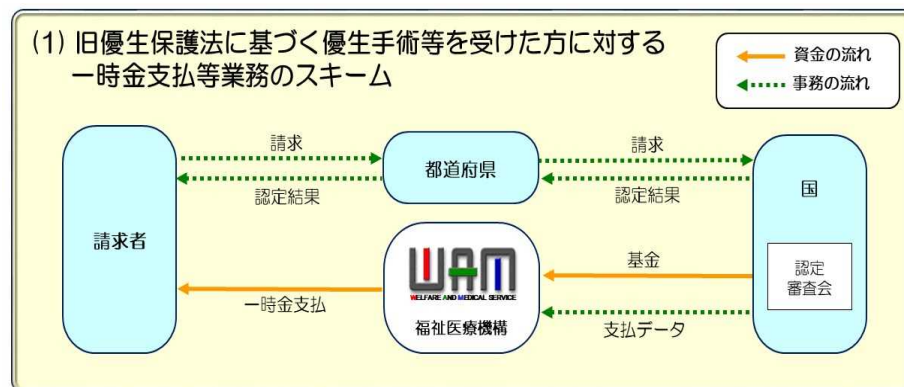
一時金支払等勘定（一時金支払等業務） 補償金支払等勘定（補償金支払等業務）



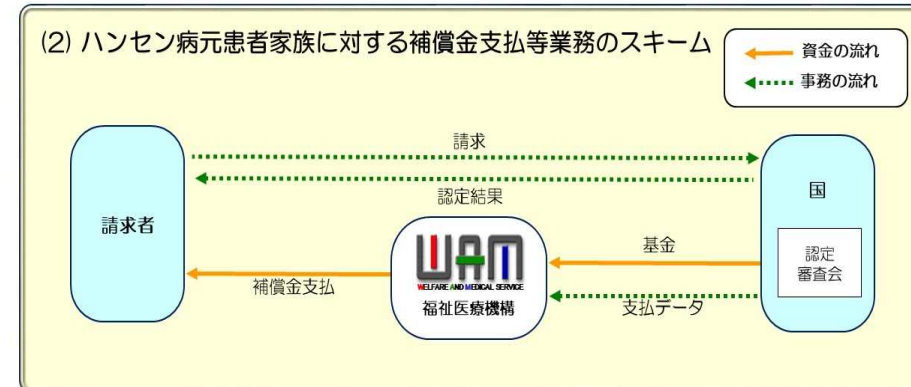
○旧優生保護法一時金及びハンセン病元患者家族補償金の支払いを行います

一時金支払等業務は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）、補償金支払等業務は、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づき、国からの委託を受けて一時金（補償金）の支払いを行います。

一時金支給手続のスキーム



補償金支給手続のスキーム



令和元年度 支払実績

区 分	件数	金額
一時金支払等業務 (R1.6から支払開始)	476件	1,524百万円

令和元年度 支払実績

区 分	件数	金額
補償金支払等業務 (R2.1から支払開始)	1,061件	1,459百万円



福祉医療機構の事業とSDGsのつながり



福祉医療機構は、福祉の基盤整備・医療サービスの提供の観点から持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）に貢献しています

福祉・医療が抱える課題

待機児童問題、特養待機者問題、医療需要の増大、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化、地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足等が存在

⇒『小回りのきく福祉・医療支援の専門店』としての一層の機能発揮により、福祉・医療基盤の整備に貢献

SDGs（Sustainable Development Goals）とは

SDGs = 持続可能な開発目標

- ・2015年9月に国連に加盟する193ヶ国が合意し採択
- ・2030年までに貧困撲滅や格差の是正、気候変動対策など国際社会に共通する17の目標が達成されることを目指すもの。

SDGsの観点で当機構が福祉・医療に果たす役割

「福祉貸付事業」

- ・民間社会福祉事業施設などの整備、充実

「医療貸付事業」

- ・良質な医療・介護サービスの提供を支援

「社会福祉振興助成事業」

- ・高齢者・障害者の自立した生活を送れるよう、子供たちが健やかに安心して成長するために必要な支援

「心身障害者扶養保険事業」

- ・障害のある方に、将来の安心と保障を提供

（SDGsの目標1）あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

（SDGsの目標3）あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

（SDGsの目標5）ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び能力強化を行う

3. 新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

新型コロナウイルス感染症に係る対応



1 福祉医療貸付事業

(1) 福祉医療基盤の維持のための対応

R2.2	「危機対応融資」及び「返済猶予」を開始
R2.4	融資枠4,271億円に拡充 優遇内容と返済猶予期間を拡充
R2.6	融資枠1兆7,806億円に拡充 優遇内容を拡充
R2.9	融資枠2兆5,736億円に拡充 優遇内容を拡充

(2) 融資実績

	件数	金額
R1	30件	7億円
R2.9月末	18,856件	10,492億円

基盤維持のための支援策として注目
⇒ 国会審議 26回

(3) 迅速な融資のための体制整備

- ① 申込の急増に迅速に対応するため、福祉医療貸付部へ他部門の職員を配置
- ② さらに緊急かつ優先的な対応を図るため「新型コロナ対策融資業務室」を設置
- ③ 利便性向上を図るため「コールセンター」を設置

WAMの総力を挙げて対応
⇒ 2.9日で審査終了

(4) 基盤維持のための危機対応融資

- ① 貸付限度額 ② 償還期間 ③ 貸付利率 ④ 融資率 を優遇
⇒ 無利子貸付や無担保貸付を実施

(5) 既存貸付先への返済猶予

- 初動対応：6か月の返済猶予（元利金）等
⇒ 返済猶予期間を最長3年6か月に延長可能
⇒ 返済猶予実施先 161先、251資金（9月末現在）

2 福祉医療経営指導事業

新型コロナ対策WEBセミナー
⇒ 「医療現場への影響と対策」等

3 退職手当共済事業

掛金納付期限の延長
（R2.9月末）
⇒ 延長先 30件

4 WAM NET事業

- (1) 福祉医療貸付の優遇融資のご案内
- (2) 感染予防等の公的な情報提供

5 年金担保貸付・労災年金担保貸付 6 承継年金住宅融資等

返済猶予等（R2.9月末）
⇒ 年担労担 返済猶予実施先 312件
⇒ 承継年金 返済条件緩和先 45件

■新型コロナウイルス感染症に係る対応

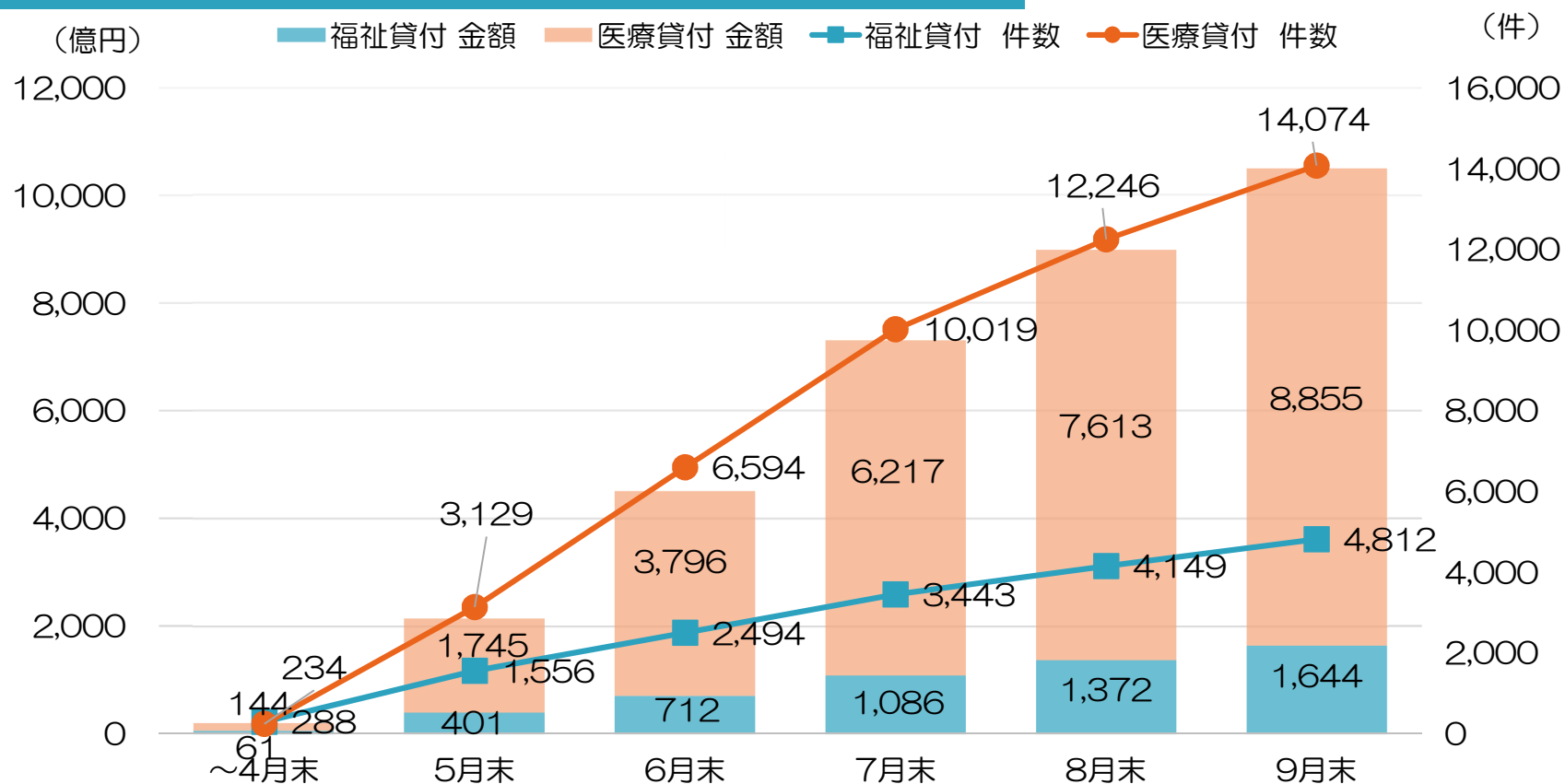


優遇融資・返済猶予の内容

経営資金の 優遇融資	福祉貸付	医療貸付		
	福祉関係施設	病院	老健/介護医療院	診療所等
限度額	なし	7.2億円又は10億円 (※2、3)	1億円 (※3)	4,000万円又は5,000万円 (※2、3)
償還期間 (据置期間)	15年以内 (5年以内)	15年以内 (5年以内)		
貸付利率 当初5年間の 無利子の範囲	6,000万円又は 1億円まで(※1)	1億円又は 2億円まで(※2、4)	1億円まで	4,000万円又は 5,000万円まで(※2、4)
無担保貸付	6,000万円又は 1億円まで(※1)	3億円又は 6億円まで(※2、4)	1億円まで	4,000万円又は 5,000万円まで(※2、4)
(※1) 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く)は1億円まで (※2) 前年同月からの減収額による (※3) 記載の額又は前年同月からの減収額の12倍のいずれか高い金額までを限度とする (※4) コロナ対応を行う医療機関、政策医療を担う医療機関については更なる優遇措置あり				
既往貸付に 関する対応	福祉貸付・医療貸付			
返済猶予	当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間(最長3年6か月)の元利金の支払いについて、猶予対応			

新型コロナウイルス感染症への対応状況

新型コロナウイルス対応支援資金（審査済み累積件数・金額の推移）



新型コロナウイルス感染症への対応では、大量申込案件に迅速な審査・資金供給を実現しています。
それは、「福祉・医療に特化した政策融資を行う独立行政法人」としてのWAMの位置付けが、大きく貢献しています。

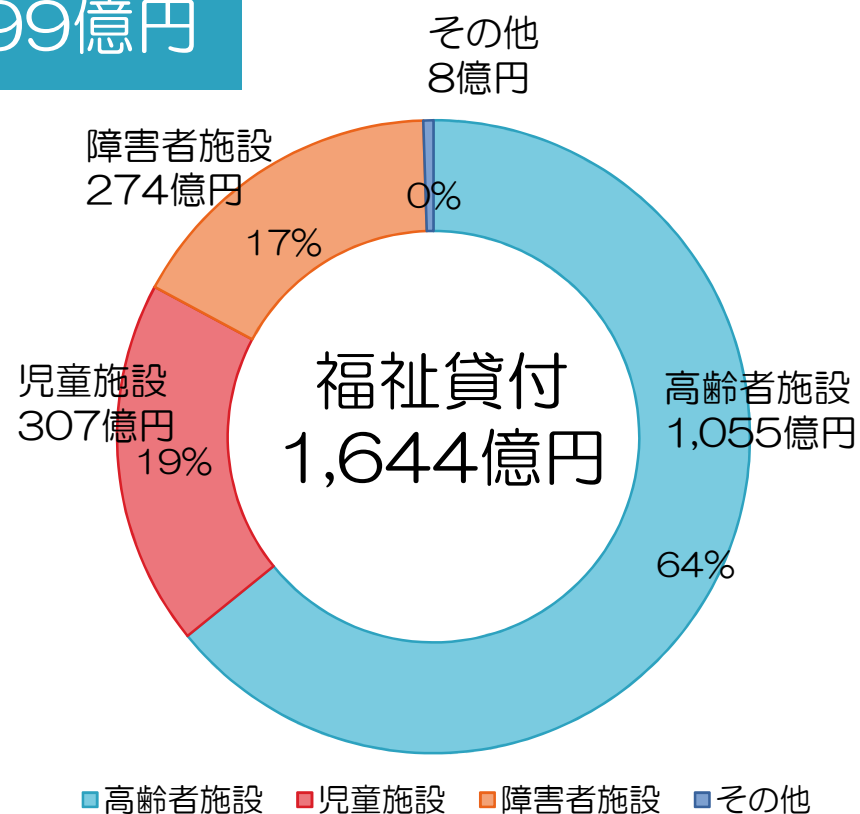
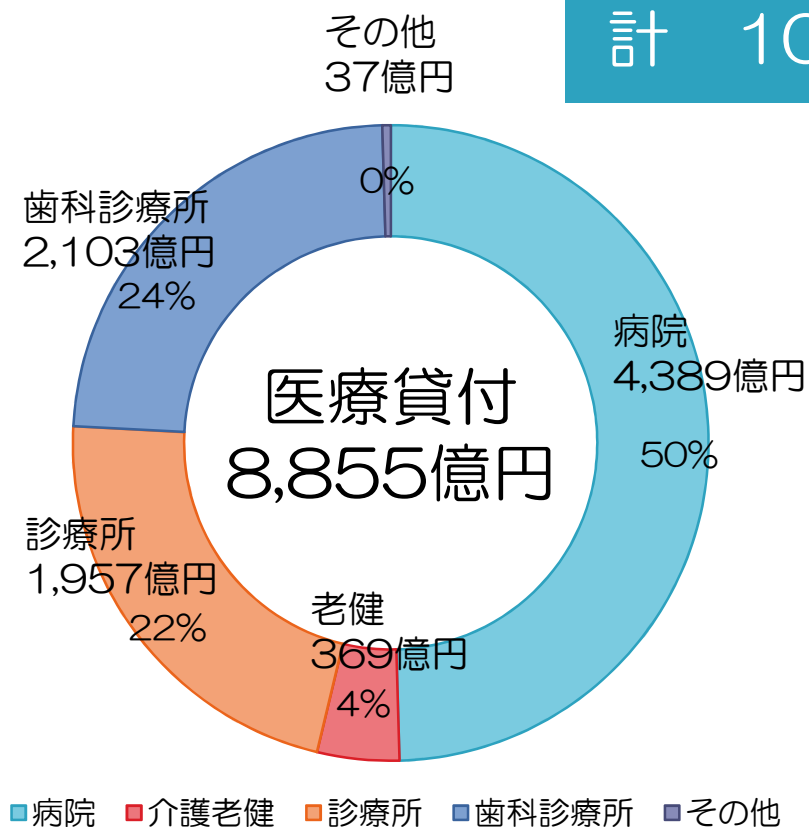
新型コロナウイルス感染症への対応状況

新型コロナウイルス対応支援資金（審査済額）

医療貸付内訳別 9月末現在

福祉貸付内訳別 9月末現在

計 10,499億円



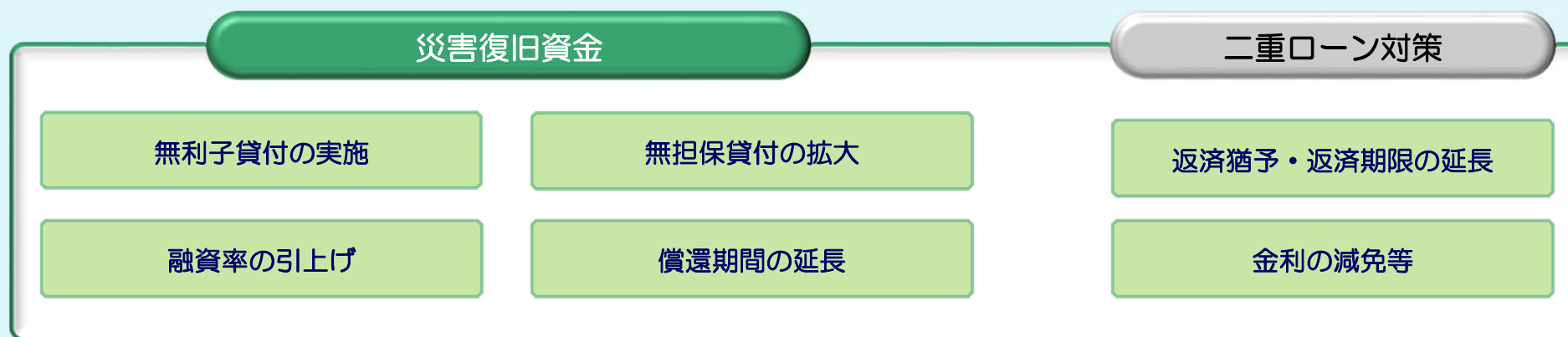


（参考）東日本大震災への迅速・継続的な対応



福祉医療貸付事業

① 被災されたお客さまへの迅速な対応（特別相談窓口（電話）の設置、災害復旧貸付等の実施）



② 東日本大震災に係る「福祉貸付・医療貸付」災害復旧資金融資執行状況（平成23年度～令和元年度実績累計）

（単位：百万円）

区 分	受 理		契 約		資金交付	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
福祉貸付事業	313	47,111	307	45,540	435	44,972
医療貸付事業	802	77,364	795	74,027	890	73,973
合 計	1,115	124,475	1,102	119,567	1,325	118,945

4. 中期目標・中期計画の概要について

本資料に掲載している内容は、当機構が概要版として作成したものです。詳細につきましては、当機構ホームページ
(<https://www.wam.go.jp/hp/koukai-tabid-63/koukai-keikaku-tabid-117/>) をご参照ください。

第4期中期目標・中期計画の概要



- 政府として取り組むべき喫緊の課題として、待機児童問題、特養待機者問題、医療需要の増大、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化、地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足等が存在。
- こうした課題解決に向けて、福祉医療機構としては、『小回りのきく福祉・医療支援の専門店』としての一層の機能発揮により、福祉・医療基盤の整備に寄与することや、制度の狭間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与すること及びWAM NET基盤を活用した情報提供体制の整備等の取組を行う。

福祉医療貸付事業

- 政策優先度に即した政策融資による福祉・医療基盤の整備
- 的確な融資相談・助言、適正な審査
- 融資後の債権のフォローアップ
- 貸付債権のポートフォリオ分析
- 経営の悪化した貸付先への対応

福祉医療経営指導事業

- 機構の独自性を発揮したセミナーの開催
- 施設経営を支援する調査・分析結果の公表等
- 個別の課題解決に重点を置いた経営診断・支援

退職手当共済事業

- 給付事務の効率化による支給までの平均処理期間の短縮
- 退職届作成システムの利用促進

社会福祉振興助成事業

- 地域共生社会の実現などの政策的に必要なテーマに重点化
- 助成先の継続・発展に繋がる助言等

心身障害者扶養保険事業

- 財政状況の検証・公表
- 長期的な観点からの安全・効率的運用

福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET)

- 福祉保健医療関連情報の総合的提供
- 国の施策に基づく情報システムの整備・運用・管理

年金担保・労災年金担保貸付事業

- 安定的で効率的な業務運営
- 新規貸付終了等の周知・適切な対応

第4期中期目標・計画 (H30.4~R5.3)



承継年金住宅融資等債権管理回収業務

- 債権残高の将来見通しを踏まえた今後の課題の把握
- 貸付先の財務状況等の把握・分析

一時金支払等業務及び補償金支払等業務

- 個人情報に配慮した業務の適切な実施

業務・システムの効率化と情報化の推進

- システムの導入及び改善の継続的な実施
- 情報管理担当部署の専門性向上

経費の節減

- 事務の効率化の推進・経費の節減
- 「調達等合理化計画」に基づく取組

予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額、不要財産の処分 剰余金の使途 等

効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- 業務運営体制の継続的見直し
- 理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の維持強化

内部統制の充実

- モニタリングを通じた点検・検証
- 政府機関の統一基準群を踏まえた情報セキュリティ対策

職員の人事に関する計画

- 女性活躍や働き方改革を推進するための人事施策
- 職員資質向上のための各種研修

第4期中期目標・中期計画の主な事項



- 独立行政法人制度においては、法人の主務大臣が独立行政法人の性格に応じた業務運営の効率化や行政サービスの向上等に関する「中期目標」を設定し、これを受けた法人の長は中期目標を達成するための「中期計画」を作成し、主務大臣の認可を得ることとなっています。第4期中期目標及び中期計画の概要は次のとおりです。

中 期 目 標 ・ 中 期 計 画（主な事項）

● 政策体系における法人の位置付け及び役割

- 待機児童解消や特養待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉・医療基盤の整備
- 制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与
- 機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に実施

● 中期目標の期間 5年（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）

● 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 福祉医療貸付事業

- (1) 政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施
国の要請等に基づき、災害復旧や金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応
- (2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施
- (3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進
- (4) 利用者サービスの向上を図るため、施設整備計画の早期段階から相談等に応じ、提案・助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施
- (5) 融資後の貸付債権について、福祉医療経営指導事業と連携し、継続的に運営状況や財務状況等を把握するとともにフォローアップ調査を実施
- (6) 債権悪化の未然防止の取組を実施
- (7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先への支援
- (8) 定量指標の設定
 - ① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する貸付制度の周知・広報：毎年度100回以上
 - ② 協調融資金融機関数：第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加（中期目標期間の最終年度）
 - ③ 正常先・要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等：毎年度55貸付先以上

中期目標・中期計画（主な事項）

2 福祉医療経営指導事業

- (1) セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例の情報提供など内容の充実を図る
- (2) 施設経営者等が経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行う。さらには、調査・分析結果の利活用の促進に努める
- (3) 経営診断について、福祉医療貸付事業と連携しつつ、法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容を充実
- (4) 定量指標の設定

① セミナー受講者数：中期目標期間中に延べ16,200人以上	② 調査・分析結果(リサーチレポート)：中期目標期間中に80件以上公表
③ マスコミの記事・論文等の引用回数：中期目標期間中に340回以上	④ 経営診断件数：中期目標期間中に延べ1,710件以上

3. 社会福祉振興助成事業

- (1) 地域共生社会の実現などの政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業を選定
- (2) 助成金申請業務の効率化
- (3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化を支援。助成期間後の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を実施
- (4) 助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努める
- (5) 定量指標の設定

① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間：22日以内	② 助成事業が対象とした利用者の満足度（最高評価の率）：60%以上
----------------------------------	-----------------------------------

4. 退職手当共済事業

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化
- (2) 利用者の利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の電子化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進
- (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、制度を広く周知
- (4) 定量指標の設定

① 請求書の受付から給付までの平均処理期間：42日以内	② 退職届作成システム利用割合：毎年度30%以上
-----------------------------	--------------------------

中期目標・中期計画（主な事項）

5. 心身障害者扶養保険事業

- (1) 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証し、加入者等に対し公表
- (2) 扶養保険資金の運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合「基本ポートフォリオ」を含む）を定めて適切に管理
また、扶養保険資金は分散投資による運用を行い、運用に伴う各種リスクを管理
なお、運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直し
- (3) 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努める
- (4) 定量指標の設定
心身障害者扶養共済制度の周知・広報回数：毎年度15回以上

6. 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

- (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供し、情報の質と利便性を向上
- (2) 国の施策に基づく情報システムについて、国と連携の上、着実に整備し、安定的に運用するとともに効率的に管理
- (3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETを活用
- (4) 定量指標の設定
① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組：中期目標期間中に25件以上実施
② 年間ヒット件数：毎年度1億1,000万件以上

中期目標・中期計画（主な事項）

7. 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

令和3年度末を目途に新規貸付を終了し、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる

- (1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映
- (2) 無理のない返済となるように配慮した審査等の実施及び返済条件の緩和
- (3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等の周知、受託金融機関等の協力を得て利用者への適切な対応に努める
- (4) 定量指標の設定

連携・協力による周知活動を実施した団体数：30団体以上

8. 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

- (1) 業務終了を見据えた検討に際して、債権残高の将来見通しを踏まえ、今後の課題の把握等に努める
- (2) 貸付先の財務状況等の把握及び分析などの適切な債権管理
- (3) 債権の適時的確な回収を行うことにより、延滞債権の発生を抑制
- (4) 延滞債権について、督促や保証履行請求等の適切な実施
- (5) 定量指標の設定

長期延滞債権の総件数に対する回収率：経済環境の著しい変動がない限り、18%以上

9. 一時金支払等業務及び補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報取り扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
● 財務内容の改善に関する事項	● 予算、収支計画及び資金計画
1 運営費交付金以外の収入の確保	1 予算
運営費交付金を充当して行う事業について、自己収入の確保に努めること	2 収支計画
2 自己資金調達による貸付原資の確保	3 資金計画
福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと	● 短期借入金の限度額（95,500百万円）※
3 不要財産の国庫納付	● 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること	年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する
	● 上記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	なし
	● 剰余金の使途
	業務改善に係る支出のための原資、職員の資質向上のための研修等の財源

※ 新型コロナウイルス対応支援資金の原資として、限度額を386,600百万円まで引き上げ（令和3年3月末まで）。

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
● その他業務運営に関する重要事項 1 効率のかつ効果的な業務運営体制の整備 - 組織編成等の業務運営体制の継続的な見直し 2 内部統制の充実 - 内部統制関係規程類の適時適切な見直し - 政府機関における統一基準群を踏まえた適切な情報セキュリティ対策 3 人事に関する事項 - 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる - 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るため、人材の確保・育成に努める	● その他業務運営に関する重要事項 1 効率のかつ効果的な業務運営体制の整備 - 組織編成等の業務運営体制の継続的な見直し - 理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化 - 業務間の連携強化、機構事業の理解促進に資する効果的な情報発信 2 内部統制の充実 - 内部統制関係規程類の適時適切な見直し - 政府機関における統一基準群を踏まえた適切な情報セキュリティ対策 ● その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画 - 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる - 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るため、各種研修等を行う 2 施設及び設備に関する計画 なし 3 積立金の処分にに関する事項 - 積立金のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てる

5. 令和元年度業務実績評価について

大臣評価一覧（第4期中期目標期間）



評価項目		評価期間				
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
—	総合評価	B	B			
1-1	福祉医療貸付事業	AO	AO			
1-2	福祉医療経営指導事業	AO	AO			
1-3	社会福祉振興助成事業	B	B			
1-4	退職手当共済事業	<u>BO</u>	<u>AO</u>			
1-5	心身障害者扶養保険事業	B	B			
1-6	福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)	AO	AO			
1-7	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	B	B			
1-8	承継年金住宅融資等債権管理回収業務	B	B			
1-9	一時金支払等業務及び補償金支払等業務	—	B			
2-1	業務・システムの効率化と情報化の推進	B	B			
2-2	経費の節減	C	C			
3-1	財務内容の改善に関する事項	B	B			
4-1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	B	B			
4-2	内部統制の充実	B	B			
4-3	人事に関する事項	B	B			

(注1) 重要度を「高」にしている項目については、各評価の横に「O」を付している。

(注2) 難易度を「高」にしている項目については、各評価に下線を引いている。

大臣評価の概要（令和元年度実績）



（令和2年9月17日厚生労働大臣通知）

評 定 項 目	R元年度	厚生労働大臣による業務実績評価（概要）
総合評価	B	項目別評価は15項目中、Aが4項目、Bが10項目、Cが1項目であり、うち重要度「高」であるものは、Aが4項目であった。 全体の評価を引き下げる事象はなかったことから、「B」評価とする。

項目別評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 福祉医療貸付事業	A	3つの指標の達成度平均は121.1%であることに加え、定性面でも、協調融資制度の利用促進のための全国地方銀行協会との意見交換に積極的に取り組んでいること、令和元年度に発生した災害や新型コロナウイルス感染症に対して、速やかに災害復旧資金等の周知・広報活動を実施し、迅速に対応したことなど、国の福祉医療政策等に沿った政策融資が効果的に行われていることを総合的に判断し、「A」評価とする。
2 福祉医療経営指導事業	A	4つの指標の達成度平均は143.6%であることに加え、定性面でも、受講者のニーズに対応したセミナーを行っていること、行政機関向けにもセミナー・経営支援業務を行っていることから、官民間問わず、多岐に渡る取組を提供していることを総合的に判断し、「A」評価とする。
3 社会福祉振興助成事業	B	助成事業を通じて、助成団体内外に対して波及する効果を上げていることから、効果的な助成ができていると考えられるため、「B」評価とする。
4 退職手当共済事業	A	2つの指標の達成度平均は121.7%であることに加え、定性面でも、共済契約書の事務負担の軽減に努めていること、幅広く制度周知も行っていることから、事業の増進に繋がっていると考えられるため、「A」評価とする。

※ 各評価項目に対する大臣評価は、全てWAMの自己評価と同一の評価結果となった。

大臣評価の概要（令和元年度実績）



評 定 項 目	R元年度	厚生労働大臣による業務実績評価（概要）
5 心身障害者扶養保険事業	B	定量的指標について、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を17回行い、目標値を上回るなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。
6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）	A	2つの指標の達成度平均は151.8%であることに加え、定性面でも、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、利用者の利便性向上が図られていることから、「A」評価とする。
7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	B	令和3年度末の新規申込み受付終了に向けて、利用者や現場窓口に混乱を生じさせないよう、必要な周知広報を実施するなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。
8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	B	当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めるため、関係機関へのヒアリングを通じて、減少傾向が続く債権残高の動向を踏まえた収支状況や今後の課題の把握・分析を行うなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。
9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務	B	支払事務スキームの構築や関係規程等を整備し、法律施行後2か月後に初回の支払を実施するとともに、個人情報の取扱いに配慮し、各月とも確実に支払を完了のうえ、翌月初めに国に報告するなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項		
10 業務・システムの効率化と情報化の推進	B	各種システムの改修を行い、業務の効率化を図るとともに、多様な研修を実施しており、業務・システムの効率化と情報化の推進に努めており、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。
11 経費の節減	C	令和元年度においては、一般管理費、業務経費ともに計画値を下回ることができなかったため、「C」評価とする。 新たな業務の追加や新型コロナウイルス感染症への対応等により、業務が増加しているため困難な状況ではあるが、中期目標期間の最終年度（令和4年度）に向けて、ICT化等による事務の効率化とともに、職員、再雇用職員、人材派遣職員の適材適所及び業務の繁閑等に応じた柔軟な配置を含めた人員配置の最適化により、経費の節減に努めてもらいたい。

大臣評価の概要（令和元年度実績）



評 定 項 目	R元年度	厚生労働大臣による業務実績評価（概要）
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項		
12 運営費交付金以外の収入の確保、自己資金調達による貸付原資の確保、不要財産の国庫納付	B	自己収入の確保、債券発行による資金調達及び不要財産の国庫納付について、適切に行われていると考えられるため、「B」評価とする。
Ⅳ. その他の事項		
13 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	B	機構内での情報共有を徹底するとともに、実効性のあるコンテンツを用いた専用の連絡システムの構築及び有益な情報の発信を行うなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。
14 内部統制の充実	B	内部統制の充実や情報セキュリティ対策の強化に積極的に取り組むなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。
15 人事に関する事項	B	ワーク・ライフ・バランスの推進や研修制度の充実に努め、人事施策の改善・充実に努めるなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。